

王喜小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめからすべての子供を救い、心豊かで安心安全な社会をつくることは学校を含めた社会全体に関する国民的課題である。先人の敬・信・愛の教えを受け継ぎ、夢と希望をもち、主体的に学び、協力して実践する人間性豊かな、心身ともに健やかな児童の育成を目指す本校では、その土台となる、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、山口県・下関市・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、王喜小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(3) 求められる責務

◆教育委員会の責務（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

(4) 基本的な認識

◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

2 校内体制

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

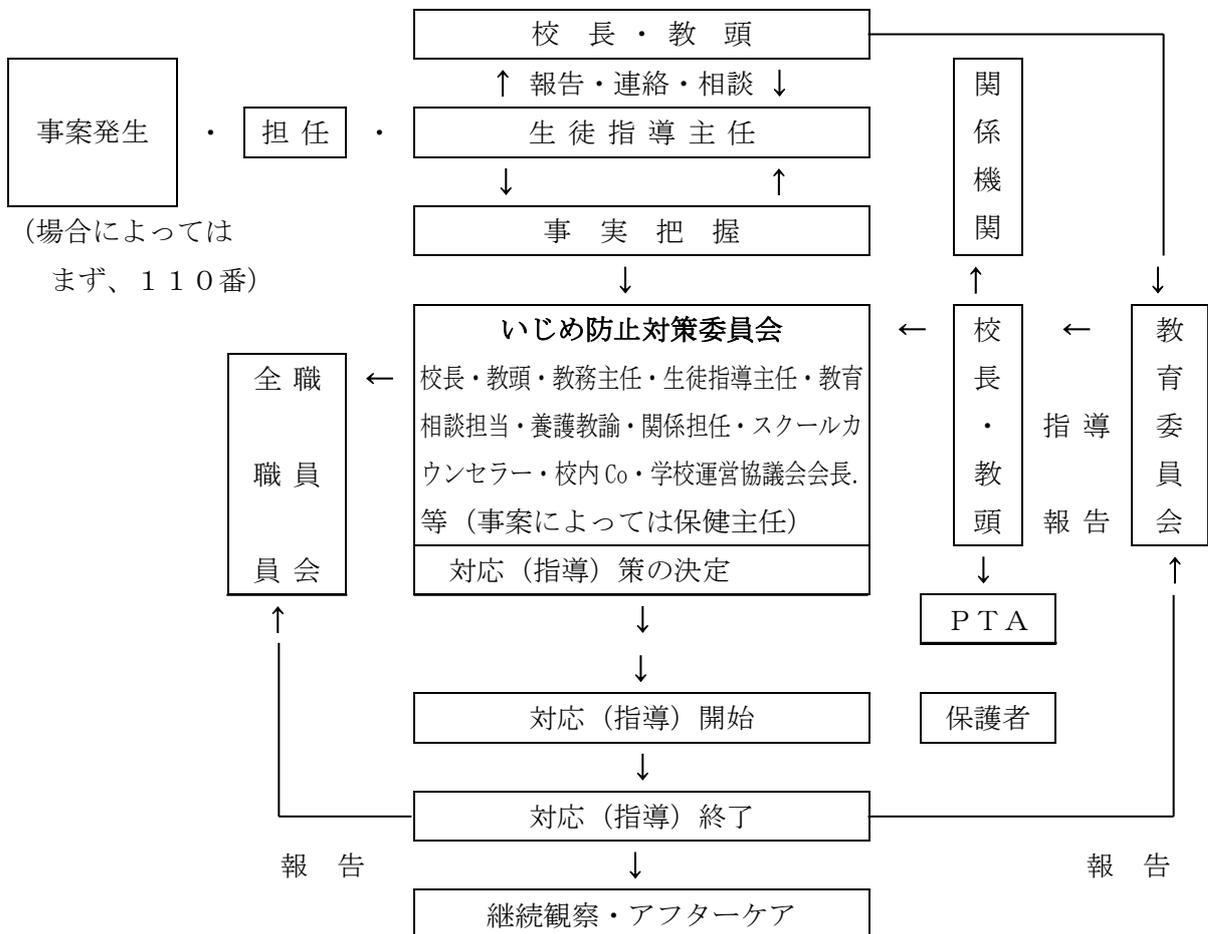
- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやS S W等の外部専門家を活用する。

【いじめ防止対策委員会】 <構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係担任(事案発生時)、スクールカウンセラー等

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

事案発生時の対応の手順



※ 日頃から、全職員共通理解による積極的児童理解と生徒指導を行う。

※ 日頃から、報告・連絡・相談(ほうれんそう)で、風通しをよくしておく。

※ 特に、報道関係など部外者との対応に関しては、情報の混乱から招く誤解や学校不信を避けるため、校長を窓口として、各自のコメントは避ける。

※ 事案発生から、記録をきちんととる。

(2) 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。(山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照)
- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別に支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取り組みについて全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

(3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

(4) 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告・・・毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
※ 「継続支援中」とは、事案発生後3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告・・・学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容(いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等)について、PTA総会やコミュニティ・スクール運営協議会、学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関等と連携して対応できる体制を整備する

3 いじめ防止への取組

(1) 未然防止の取組

① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己有用感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。
- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。

② 授業改善

- ・わかる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

③ いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」という毅然とした対応をする。

- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。
- ・A F P Yによる人間関係づくりの推進。

④ 児童生徒の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

⑤ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

⑥ 児童理解の深化

- ・日記・生活ノート、アンケート〔ふりかえり（いじめ）アンケート、Q-U〕、相談カード、客観テストなどを通して、児童理解の深化に努める。

⑦ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、コミュニティ・スクール運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑧ 中学校区での取り組み

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。

(2) 早期発見の取組

※ 問題行動対応マニュアル「いじめ対応：②いじめの早期発見に向けた取組」参照

- ① 日常的な行動のきめ細かな観察
- ② 生活ノートや日記等からの情報収集
- ③ ふりかえり（いじめ）アンケートの実施（児童：毎週木曜日）
 - ・週1回のアンケート調査を確実にいき、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
 - ・アンケートの保管期間は、児童生徒が卒業後5年間とする。
- ④ いじめ相談箱の設置
- ⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）
- ⑥ 悩みごと等の相談機関の周知（下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等）

(3) 解決に向けた取組

- ① 初期対応※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許され

ない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童とその保護者への対応
 - b 加害児童とその保護者への対応
 - c 他の児童及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・**しっかりと事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。**
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは継続していることも多いため慎重に対応する。
- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子どもの心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点を置く。

a 被害児童とその保護者への対応

被害児童〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き、連携して対応する。

b 加害児童とその保護者への対応

加害児童〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者（家庭訪問または来校による対応）

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・警察、児童相談所、医療機関、法務局・人権擁護委員協議会等との連携体制を構築し、未然防止や対応の充実を図る。
- ・PTA連合会、学校警察連絡協議会、保護司会等との連携を図る。

※1 GA（ガイダンスアドバイザー）

別室登校等をしている児童生徒を中心に、学校の不登校対応の支援を行う者

※2 CA（カウンセリングアドバイザー）

学校事件・事故等が発生した際に、緊急で児童生徒等の心のケアを行う公認心理師

※3 SSW（スクールソーシャルワーカー）

関係機関等と連携を図った支援が必要な場合に対応・助言を行う社会福祉士、精神保健福祉士等

※4 SL（スクールロイヤー）

学校で発生する様々な事案に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ対応：中期・長期対応」参照

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 王喜小学校学校運営協議会への報告と支援要請

- ・王喜小学校学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し未然防止に向けた取組を推進する。
- ・中学校生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）や、「**下関市児童生徒の携帯電話の利用に関する指針**」等を参考に、全ての中学校が積極的に取組を推進する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、コミュニティ・スクール運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

③ 関係機関との連携

- ・警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。
- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

(5) いじめの解消について

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

4 重大事態への対応 ※参照P12「重大事態への対応フロー図」

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

(1) 教育委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。

(2) 教育委員会は、市長に重大事態の発生を報告する。

(3) 教育委員会は、調査の主体を、教育委員会（第三者委員会）、学校のいずれにするか決定する。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査組織を置く。
- ・教育委員会は、学校を主体とする調査の場合も、適切に指導を行うとともに、学校の調査組織にGAやCA、SSW等を派遣するなど、必要な支援を行う。

(4) 調査組織による調査を実施する。

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

- ・「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」
- ・「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」
- ・「学校・教職員がどのように対応したか」
等を明確にすることである。

(5) 教育長に調査結果を報告する。

(6) いじめを受けた児童生徒やその保護者に、情報を提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

(7) 教育長は調査結果を受け、必要な措置を講じる。

- ・教育長は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

(8) 調査結果を市長に報告する。

5 その他の重要事項

本方針は必要に応じて、より実効性のあるものに改訂していくこととする。

重大事態への対応フロー図

